

## 萩藩中期の山代紙

田中誠 二

はじめに

本稿は、萩藩中期の山代請紙制について、具体的に明らかにしようとするものである。紙は米と並んで、前期と中期の萩藩財政を支えた二大柱の一つであり、その動向は藩財政と密接な関連を有した。

山代請紙制は、田方・畠方・楮方の本所務（本年貢）を紙で納入するという特異な徴税法と、紙の専売制が重なったシステムである。その複雑で特異な制度の本質の解明は、御菌生翁甫『防長造紙史研究』<sup>1</sup>以来、あまり進んでいない。

本稿の課題は、前期山代請紙制理解を前提に、中期の山代請紙制の展開を具体的に明らかにし、御菌生の研究を一步でも進めることであり、また、並行して検討している藩財政との関係の解明にある。

### 一 前期山代請紙制の概要

山代請紙制の成立については、前稿<sup>2</sup>で明らかにしたが、要約すればつぎのようになる。

第一に、慶長十二年（一六〇七）の三井検地により、山代では大量の小成物（有用樹木）が石盛をされ、そのほとんどが楮であった。楮一釜が、一斗三升に石盛をされ、他の畠方と同じく、高一石に銀一〇匁を収納した（楮一釜に銀一匁三分の収納、米一石 $\parallel$ 一三・七匁の和市。〇・一三石 $\times$ 一〇匁 $\parallel$ 一・三匁）。三井検地は、七ツ三分成の検地であった。三井検地での産物への注目度は高く、楮塩・漁獲など中世の達成を取り込もうとするものであった。三井検地での山代蔵入石高は、二万石であった。

第二に、寛永二年（一六二五）の熊野検地では、楮一釜が高一斗九升到石盛をされ、高一石に六・八五匁を収納した（楮一釜に銀一匁三分の収納、米一石 $\parallel$ 一三・七匁の和市と二〇匁の和市の併存。〇・一九石 $\times$ 六・八五匁 $\parallel$ 銀一・三匁）。熊野検地は、五ツ成の検地であった。山代は全域蔵入に編入され、石高は四万八〇〇石余。

第三に、寛永五年に山代楮究が行われた。楮一釜は三斗一升到石盛をされ、石高一石に一〇匁が収納されることになった（楮一釜に三匁一分の収納、米一石 $\parallel$ 二〇匁の和市。〇・三三石 $\times$ 一〇匁 $\parallel$ 三・

一匁)。この楮究の「御帳面楮」は、七万二〇〇釜であった(楮石にして二万三三三〇石)。ここにそれまでの小成物の一種として楮から、山代に固有の楮石(畠方小成物の一種から楮方の成立へ)が成立した。これを前提に寛永七年頃、山代紙の「御買上」(専売)が始まり、田方・畠方・楮方の本所務(本年貢)を紙で収納する(紙年貢)山代請紙制が成立した。寛永二〇年分の山代石高は五万七二八六石、この物成辻は七〇〇貫目と見積られ、そっくり江戸出費に引き当てられる、藩財政の二大柱(米と紙)の一つとなった。正保三年(一六四六)仕組(給領の二割上知)の間は、大坂運送米五万石、大坂運送山代紙二万丸が標準であった。

第四に、承応二年(一六五三)の予算大綱<sup>⑤</sup>では、山代石高五万九八〇石、諸引方(永否・庄屋給などの年貢控除高)四五四石を引いて、現高(年貢基準高)は田方二万四二六五石・畠方一万二二〇六石・楮方二万三〇五五石である。田方は四ツ物成と口米合わせて約一万石を山代定和市の三石替(銀一〇〇匁<sup>11</sup>米三石、すなわち米一石<sup>12</sup>三三・三匁)で三三三・三貫目、畠方は石高一石に銀一〇匁の畠銀一一・四貫目、楮方は楮石一石に銀一〇匁の楮銀二二三・三貫目、合計六六八貫目がこの時点での山代本所務である。ここまでは石高計算であり、かつ田方は米納(寛永検地以降は五ツ成のところ、山代の石高が異常に高いので、四ツ成に抑えてある)、畠方・楮方は銀納(一部免違いがあるが、石高一石に銀一〇匁の貫徹)という収納法に基づいている。石高制の徹底した活用である。図(1)

を参照。

右の積算した本所務六六八貫目を、根銀価格(この時点では一九<sup>11</sup>銀三〇匁)で「御買上」になる(紙で払え)、というのが山代請紙制の核心である。ただ、承応元・二年は楮不熟により、二万丸の根銀六〇〇貫目を紙で収納し大坂に運送・売却する。根銀価格の二割五分が藩の売却益(「御売上り銀」)に見込まれており、ほかに同一割が紙座商人の取り分である。一九当たりでいえば、根銀三〇匁(本所務分)、「御売上り銀」(藩の売却益)七・五匁、紙座取り分三匁となり、合計四〇・五匁が大坂での売却値段である。この年は楮不熟と大坂の紙価格の不調により、大坂運送紙は二万丸「御売上り二割半」に止まったが、

図(1) 承応2年(1653)モデルと万治元年(1658)モデル

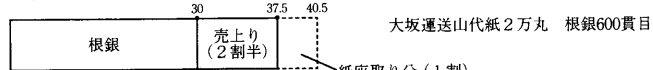
石高計算

山代添石共 = 59980石	田方現高24265石	物成9706石 (4ツ成にして)	口米を合わせて約1万石
△諸引方454石	畠方現高12206石		
現高59526石	楮方現高23055石		

山代本所務

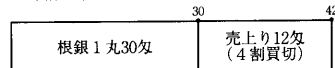
山代にて売米代銀 (米1万石)	333.3貫目	※山代定和市3石替 (米1石 = 33.3匁)
山代畠銀 (畠方現高×10匁)	111.4貫目	
山代楮銀 (楮方現高×10匁)	223.3貫目	
	計 668貫目	

<承応2年モデル (1丸当たり)>



※出典：毛利家文庫継立原書11「御両国御藏入物成を以指引物付立」(承応2年4月1日)

<万治1年モデル (1丸当たり)>



出典：毛利家文庫遠用物近世前期898「当職手元役兎玉就辰書状」(万治元年9月28日)

明暦三万治元年（一六五七・八）ころは、大坂廻着高二万四〇〇〇丸・「御売上り四割」<sup>4</sup>となった。図（一）の一丸当たりのモデルを参照すれば、一目瞭然である。明暦万治頃には、「御売上り四割」と大坂廻着二万四〇〇〇丸が定着したとみてよい。

もう一つ提示しておかねばならないことがある。「御帳面楮」である。寛永五年の山代楮究での「御帳面楮」は、慶安四年（一六五一）の史料に「先年より楮釜数七万式千余之御定にて、一釜三匁一分之御調仕来候」とあるものであり、楮検地によるものである。「御帳面楮」は、山代請紙の根帳簿であり、目標・ノルマである。承応二年の楮銀二二三貫三〇〇匁を、楮一釜の収納三匁一分で割ると七万二〇三三釜となり、帳面楮の数と一致する。右の帳面楮七万二〇〇〇釜は、一丸二三・〇七釜漉きなら二万三四五二丸、三釜漉きなら二万四〇〇〇丸となる。この数字に先ほどの根銀一九三三〇匁を乗ずると、七〇三・五六貫目、約七〇〇貫目となる。すなわち「御帳面楮」は、ノルマ（労働の基準量）でありガイド・ライン（政策指針・指導目標）である。帳面楮÷三・〇七×根銀三〇〇匁÷一〇〇〇〇〇貫目の数式が立つ。田方物成米の山代定和市による再投下代銀、畠銀、楮銀の積算である本所務は、「御帳面楮」からの計算と一致するはずのものと考えられていたに違いない。石高・収納からする計算と、「御帳面楮」からする計算が、大まかには一致するとの想定である。後述するように、それが寛保三年（一七四三）に行われた、その時点で一万五五〇〇石あった楮石の「宥免」（楮

石は畠への二重年貢と認識されていた）を可能にした。楮石を解消しても、「御帳面楮」さえ押えておけば、請紙制は維持される。

「御帳面楮」の変遷はつぎのようである。最初の寛永五年楮究（検地）の七万二〇〇〇釜が最も高く、その改定は寛文七年（一六六七）の六万六一四釜、貞享検地（一六八七）の六万二三七〇釜<sup>6</sup>であり、おおよそ二万丸と見ればよい。元禄十年（一六九七）の楮押は、帳面楮の六万二三七〇釜（この頃標準の一九三三・〇七釜漉きで二万〇三三六丸）は変えずに、現楮を五万釜（一万六二八七

図（2） 寛文9年分山代紙見積り

寛文9.3.12 「山代大目積算」		寛文9.7.21 「山代当内積算」		寛文10.5.21 「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」	
本所務633.4貫目	山代田方物成代銀立用 320貫目	御用紙并御遺物紙代銀 52.5貫目	御売紙の内物成銀立用 577.5貫目	御用紙	773丸・50.4貫目
	山代銀成(畠銀・楮銀)立用 313.4貫目			御売紙	松村長介売紙 2500丸・102貫目 大黒屋善四郎売紙 26026丸・967.372貫目 内 御公納紙代銀之分 470.1貫目 (12647丸) 本所務分合計 15920丸・622.5貫目
断銀 390.76貫目	買楮代 75貫目	断銀 422.5貫目	買米3600石(1石=50匁) 180貫目	御断銀度々申請分 13379丸・497.26貫目	先御買物方 80貫目
	道具・灰代 30 〃				
	地下買米代3500石 195 〃		買楮代銀引当 30 〃	断銀出資元	御貸米方 21 〃
	小払銀 36 〃		釜灰道具代銀 17.1 〃		浮物方 44 〃
	馳走銀 12.9 〃		地下小遣銀引当 12.9 〃		当御買物方 162 〃
	過上銀(古着代) 41.86 〃		地下馳走銀 62.5 〃		御銀子方 35 〃
	合計1024.16貫目		過上銀(古着買引当)		合計29299丸・1119.77425貫目 (1丸≒38.2匁)
			合計1052.5貫目		

丸)とし、二四・七四%の被楮(かづきこうぞ)を設定した。被楮の部分は増漉きと位置付けられ、買楮代・楮修甫飯米などの増仕入が投資された。

第五に、寛文九年(一六六九)の山代請紙制の実態は、図(2)のごとくである。寛文九年三月十二日の「山代大目積寛」(山代例年御所務辻を以、大もくろミ如件)とある)では、「山代田方物成代銀立用」三二〇貫目(山代田方物成を山代定和和三石替で地元「御仕入」、つまり売却する代銀で、一旦収納した米を紙収納の度々に「売」り渡す。米額を逆算すると九六〇〇石で、山代田方物成に近似する)と「山代銀成之分立用」(島銀と楮銀)三一三・四貫目の合計は、六三三・四貫目となり、これが本所務であり、公納紙として決済される。一方、「断銀」(仕置銀からの投資で、「断紙」で決済される。増仕入・増漉きに当たる)は、買楮代(八月に必要な着釜ほかの道具代)三〇貫目、「地下買米代」三五〇〇石分(八月・十一月に半々で必要な紙修補・紙漉飯米代、地下相場一石八斗替)一九五貫目、小払銀三六貫目、馳走銀一二・九貫目、過上銀(古着を買ひ与える)四一・八六貫目、合計三九〇・七六貫目である。本所務分六三三・一貫目と「断銀」三九〇・七六貫目を合わせると一〇二四・一六貫目となり、本所務分は全体の六一・八%となる。

ここで重要なことは、本所務は田方物成売却代銀・島銀・楮銀の積算で構成されていること、田方物成を山代定和和三石替(米一石

＝銀三三・三匁)にして地元「売」っていること、山代田方石高は紙を収納する目的で異常に高く設定してあり、他郡のように五ツ成の収納は無理で四ツ成がせいぜいであったこと、山代定和事は延宝三年(一六七五)に二石六斗替(米一石＝三八・四六匁)に改定されるまで三石替のままであったので、地下相場との間で大きな逆鞘が生じていたこと、増漉きの仕入米は地下相場(この時点で一石八斗替、すなわち米一石＝銀五五・五匁)であったことである。また、「断銀」の前身で重要なことは、まず山代農民の飯米は、田方物成の買米(「御仕入米」)だけでは不足しており、紙修補飯米・紙漉き飯米として三五〇〇石もの他宰判からの移入米を必要としていたこと、過上銀が出たときのみ古着を買ひ与えられていたこと(以上農民の再生産部分の不足)、紙の増漉きには地楮のみでは不足しており、この頃は他国楮を移入していたこと、道具代・灰代や小払、馳走銀(付加税の一つ)などの必要経費・雑税が本所務では認められず、「断銀」で補充するしかなかったこと、などである。山代農民は、再生産部分を確保しようとするれば、公納紙を超えて断紙を増漉きする必要があった。

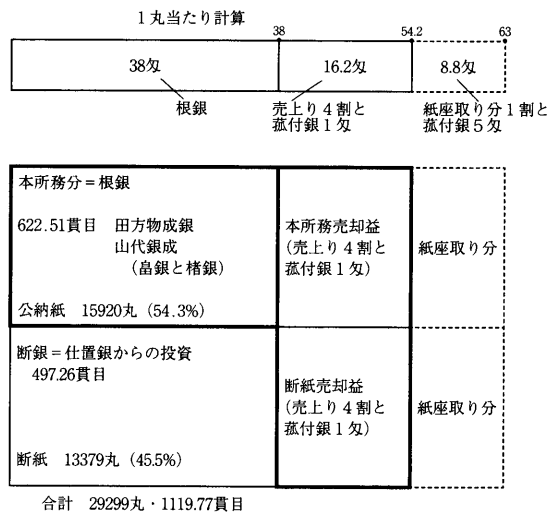
さて六万一一七〇〇釜(これは寛文七年改定の帳面楮である。「製紙録」の寛文七年帳面楮六万一一四釜と一致)を一丸＝二釜五把漉き(これは無茶な計算で、市場では薄紙として嫌われたに違いない。元禄期には一丸＝三・〇七釜漉きが標準である)で二万四六八〇丸、買楮による増漉き分三〇〇〇丸、計二万七六八〇丸と見積つ

ている。さきほどの一〇二四・一六貫目をこの二万七六八〇丸で割ると、一丸〓三七匁丁度の根銀が出る。石高・収納の側からの計算、すなわち田方物成の売却代銀・島銀・楮銀の積算（本所務分）に「断銀」を合わせた合計銀額が、帳面楮の側からの計算、すなわち六万一七〇〇釜（二・五釜漉きで二万四六八〇丸）と買楮による三〇〇〇丸との合計二万七六八〇丸に根銀一丸〓三七匁を乗じた額がぴったり一致する。

寛文九年七月二十一日の「山代当内積覚」<sup>9)</sup>では、三月の目積を若干修正している。公納紙（本所務分）は六三〇貫目、内「御用紙并御遣物紙代銀」五二・五貫目である。内数の記載は、藩の御用紙と贈答用の上質紙であり単価の高い部分である。「断銀」（増仕入分）は、買米三六〇〇石代銀（二石替、すなわち米一石〓銀五〇匁）一八〇貫目、買楮代銀引当（八月末）一二〇貫目、釜灰道具代銀（八月末）三〇貫目、地下小遣銀引当（八月末）一七・一貫目、地下馳走銀（十一月）一二・九貫目、過上銀（古着買代引当）六二・五貫目、以上四二二・五貫目である。本所務分六三〇貫目と「断銀」四二二・五貫目の合計は、一〇五二・五貫目となり、三月の目積より二八貫目余増えている。この二つは、あくまで見積りである。

寛文十年五月二十一日「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」<sup>10)</sup>では、公納紙は、御用紙五〇・四貫目（七七三丸）、松村長介売紙一〇二貫目（二五〇〇丸、萩町人による萩売紙）、大黒屋善四郎売紙のうち公納紙代銀四七〇貫目余（一万二六四七丸相当、京町人大黒屋に

図（3）寛文9年（1669）モデル



出典：益田家文書18-3「山代代官粟屋統政覚」（寛文8年）  
 益田家文書17-1「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」  
 （寛文10年5月21日）  
 益田家文書17-1「寛文九年分山代漉立紙皆済付立」  
 （寛文10年5月28日）

よる大坂売紙）の計六二二・五貫目余である。「断銀」（断紙）は、四九七・二六貫目（一三三七九丸相当）で全額仕置銀による出資であり、大黒屋大坂売紙である。公納紙代銀と断銀の合計は一〇五二・五貫目余、公納紙・断紙の合計は二万九二九九丸である。本所務分の割合は五五・六％で、見積りの六三〇〓六三三貫目から若干減少し、断銀がかなり増加している。一丸〓三八匁が根銀であったと見られる。断銀が全額仕置銀から出資されているのが当該期の特徴であり、仕置銀は藩主裁量の特別会計である。

寛文十年五月二十八日の「寛文九年分山代漉立紙皆済付立」<sup>11)</sup>は、

皆済一紙である。御用紙七七三丸（五〇貫目余）・松村長介売紙二五〇〇丸（一〇〇貫目余）・大黒屋売紙二万六一八六丸（九七一貫目余、御用紙・萩売紙以外の公納紙代銀と断銀）、合計二万九四九九丸（一一二二・七五貫目）である。一丸〓三八九の根銀設定である。根銀の「御売上り四割」と孤付銀（余慶である）一匁で構成される売却益が加わって、一丸当たり五四・二匁が藩取り分である。外に「山代覚書」<sup>12</sup>に出てくる紙座取り分の「一割」（三・八匁）と孤付銀五匁があつた筈であるから、全体で一丸〓六三匁の売値となる。全体は、図（3）の寛文九年モデルとなり、公納紙（本所務分）と断紙の根銀と「御売上り銀」（売上り四割と孤付銀からなる売却益）は図のごとくである。藩の取り分は、本所務と同売却益、それに断紙の売却益である。もちろん断銀は投資分（差引損徳なし）であり回収され、同売却益のみが純益である。

以上が前期山代請紙制の概要であり、次章の中期請紙制理解の前提となる。

## 二 中期の山代請紙制

中期山代請紙制は、貞享検地（一六八七）の石高と帳面楮が起点となる。「下村弥三右衛門手扣」<sup>13</sup>記載の貞享検地楮石二万九三三・一・九七石（一釜〓〇・三二石であるから六万二四二六釜）と、「製紙録」<sup>14</sup>記載の山代楮方物成銀高一九三・三四八八貫目（一釜〓三・一匁

取納だから六万二三七〇釜）が一致する。「製紙録」の他の記載でも、「先御帳面六万式千三百七拾釜余」とある。この帳面楮は、寛文七年楮改の六万一六一四釜からあまり変わっていない。

貞享検地前後の山代紙の大坂での景気（売却動向）を見ておく。寛文の最盛期には、大坂廻着二万五、六〇〇〇丸、売上り五割に孤付銀六〓一三匁もあつたものが、延宝六年（一六七八）頃には売れ残りが出て、売上り五割に五匁引き（元値を一丸〓四〇匁と仮定すると、売上り四割を切る）で売つた記事がある。また、元禄二年（一六八九）の記事には、次のようにある。<sup>15</sup>

一筆令啓達候、山代帑売払之景気悪敷、去年帑も漸当夏迄二五わり十匁引ニして、代銀七月延二壺万三千余売払、大分之御公損、（下略）

然者道可義者御存之通先年帑支配被仰付候へ共、其節者諸国之脇帑等多無之、紙はやりめの時分二候、近年者夫ニ引替、脇帑も大分二相成不景氣之時分にて、時節相違之儀二候、

道可申様二、紙之儀私など存候節とハ時節違候へ共、山代帑之儀者根本本座帑と申候て半紙之頭帑之儀二候へ者、今以本座帑・藏半紙など、申候て無隠帑之儀候処、かやうニはや捨り物之様ニ相成候段、第一御公損と申、帑支配之者も迷惑成儀二候、三人之望出（中略）畢竟五わりニハ売立可申とのうてあいニハ候へ共、五わり之内一わり口銭被遺答二候故、正味上納之所ハ大分之御勝手とも不相見、（下略）

元禄二年のこの記事でも、山代紙は売れ残り、五割に一〇匁引き（元値を四三匁と仮定すると、二六・七％上りにしかならない）で売り払う始末である。万治・寛文期に紙座に關つた元国商人塩田屋道可は、かつて山代紙は本座紙といわれ半紙の筆頭であつたが、はや廃り物となつたかという。三人の大坂商人は、五割上りの内一割の口銭（つまり売上り四割）を持ちかけている。山代紙不調の原因は、「諸国之脇紙」が半紙の先進地であつた山代紙に追い付いてきたことにあると考えられる。貞享検地の帳面楮が、寛文七年のそれとあまり変わっていない理由も同じであろう。

貞享検地から一〇年後の元禄十年（一六九七）に、楮押が行われた。<sup>18</sup>

山代楮方依村依人大分之不同有之、御紙漉立六ツケ敷相成候二付、楮押シ諸庄屋より望出、元禄十年秋地下押シ被仰付候処、楮壹万式千釜余減、此捨り楮御究之現楮江割付かつき二而、太鉢御帳面辻無相違様ニ被仰付候、然処御帳面より増申者共作り出候楮被召取、其上式割四歩九朱かつき二而楮買足、御紙漉出シ御納所迄相整候（下略）

この楮押では現楮を五万釜と認め、帳面楮六万二三七〇釜は変えず、差額の一萬二〇〇釜余（五万釜に対して二四％余―帳面楮との差額を一萬二三七〇釜とすれば、五万釜に対して二四・七四％）を被楮（かづきこうぞ）とした。被楮の部分は、「楮買足」して、増漉きをしたという。被楮の部分は、前期の断紙と同じく増漉きで

あるから、増仕入（楮買代など）を必要としたと考えられる。

元禄十一年から増漉紙一〇〇丸を地下紙として認め、さらに同十三年から軒別五把楮を仕立てることとなった。つぎのよう<sup>19</sup>。

漉紙千丸元禄十一年分より地下惱ニ被仰付、売上り銀を以楮夏修甫飯米として釜別麦壹升宛被遣、扱又牛御買せ被遣候得共、牛買銀行足不申二付、末々御百姓心遣なしニ牛求候様ニ沙汰仕、

軒別楮五把宛仕立紙ニ漉立、牛買銀調ニ仕り売上り之分ニして牛町仕立、楮苗買せ先キ〱山代御取立之御恵ミ被仰付儀二候

この地下紙一〇〇丸は、増漉きの一部を、楮修補飯米・牛買銀といった必要経費に充てるものとして認めたものである。軒別五把楮も、増漉きをもつて牛買銀・楮苗買代・芝居錢・医者取立て銀といたつた必要経費に充てる目的である。この史料に元禄十三年モデルが登場する。

一銀三拾六貫六百拾匁

半紙八百五拾壹丸

但、右ニ有之家数五千式百三拾軒分、軒別五把宛ニして楮式千六百拾五釜有之筈、釜別拾四匁宛之漉立ニして、

丸別四拾三匁押ニして若斯、

一同拾八貫三百五匁

右之紙売上り也、五割付ニして、

以上五拾四貫九百拾五匁

内

三拾六貫六百拾匁

但、右之紙根銀手取分、牛買候者直様牛買銀調ニ立用之筈、

拾五貫目程

但、山代中人数三万人程有之二付、忝人五分宛ニして芝

居錢ニ引当、(下略)

三貫三百五匁

但、死牛有之節、買替候而遣候代銀ニ引当、

以上五拾四貫九百拾五匁

一銀拾貳貫七百五(六)拾五匁

但、半紙八百五拾壹丸分菰付銀丸別拾五匁

宛引当、若此銀者山代医者仕立(下略)

まず、軒別五把 $\parallel$ 〇・五釜を五三三〇軒に乗じて、

二六一五釜を得る。釜別一四匁(後に把銀と呼ばれ

る)が丸別四三匁になるのだから、一九 $\parallel$ 三・〇七

釜漉きであり、中期の標準的な計算法である。二六

一五釜を三・〇七釜で除すと、半紙八五一丸となる。

丸別四三匁は、根銀である。この根銀の売上り五割

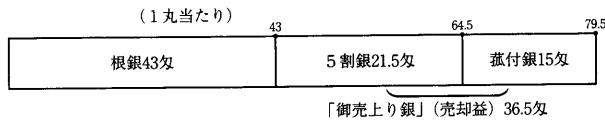
付けは、二一・五匁である。菰付銀(余祿分)は、

丸別一五匁である。以上をまとめると、図(4)の

元禄十三年モデルとなる。売値は、一九七九・五匁

の想定である。

図(4) 元禄13年(1700)モデル



右の五把楮仕組について、山代三老(とくにこれを立案した増野孫右衛門)は、つぎのようにいう。<sup>18)</sup>

元禄十年之秋押シ被仰付、減楮壹万貳千釜余有之二付、此辻を以沙汰仕候へハ、楮石三千八百石余永否ニ相成候、楮又御紙漉立茂大分之御公損ニ相成筈ニ御座候へ共、五把楮之方便ニ而三千八百石余之永否も戻り、御紙之儀茂減不申、第一御紙仕出シ迄能相成、御利徳増御為宜相成候事、

ここで言っていることは、元禄十年の楮押で現楮五万釜・被楮一万二〇〇〇釜(正確には一万二三七〇釜)となり、被楮を永否(永荒れで年貢控除となる石高)とみれば、石高にして三八〇〇石余となる(一二〇〇〇×〇・三一 $\parallel$ 三七二〇。正確には一二三七〇×〇・三一 $\parallel$ 三八三四・七)。また公納紙も減少するはずのところ、五把楮の方便で、永否も戻り、公納紙も減少しなくなった。第一公納紙の品質も良くなり藩の利益になっていると。地下紙・五把楮によって、山代人民の耕作意欲が増したことを言いたいのであろう。

表(1)は、宝永三年山代皆済一紙<sup>20)</sup>である。田方は、反当二・〇六二石と高石であり、面積比では二二・四五%を占めるにすぎない。<sup>21)</sup>田方石高は、前述の承応二年(一六五三)の田方現高二万四二六五石とほとんど変わっていない。畠方現高は、一万二二〇六石から三〇九二石増加している。楮方(楮石)は、一万九三五一・九七石で、「下村弥三右衛門手扣」の貞享検地楮石と一致し、一釜 $\parallel$ 〇・三二石で計算すると、六万二四二六釜の帳面楮高となる。楮方は、



表(1) 宝永3年秋山代皆済一紙

米方					
項目	面積(反)	石高(石)	銀(貫目)	米(石)	備考
田方	12031.573	24809.785			
畠方	41550.887	15332.349			
楮方		19351.970			62425.73釜、1釜=0.31石
総計	53582.460	59494.104			
内					
諸引方		602.015			
残(現高)		58892.089			
内					
畠方(現高)		15298.276	152.98276		畠銀
楮方(現高)		19334.889	193.34889		楮銀、釜別3匁1分。
田方(現高)		24258.924		9703.5696	四ッ成
口米				291.1071	物成米の3%。
3カ村種子利米元利				228.7460	中須北・同南・金峰の3カ村。
米方合計				10223.4227	
銀子方					
畠方銀			152.98276		
楮方銀			193.34889		畠銀と楮銀で346.33165貫目
紙漉船役銀			9.07300		
石別3厘5毛銀			2.06123		
花香米役銀			0.30257		
山札役銀			0.31000		
酒屋御馳走銀			9.50000		酒屋23軒。
鮎川役銀			1.00000		
合計			368.57845		

外に浮役方(鳥毛・渋紙・細引)あり。

屋敷数5553軒。先年より諸役免除。

※出典：御園生翁甫『防長造紙史研究』40～43頁「山代諸覚日記」。

※皆済一紙による山代物成銀の推計

畠銀：畠方現高 15298.276石×10匁÷1000=152.98276貫目

楮銀：楮方現高 19334.889石×10匁÷1000=193.34889貫目

田方物成・口米代：9994石×38.46匁÷1000=384.36924貫目

計 730.70089貫目

面積記載を欠いており、多くの楮が畠に植えられて畠の二重年貢といわれ、ほかは山野や空閑地に植えられていたことを表している。諸引方(永否や庄屋給で年貢控除高)を除いた現高(課税基準高)に、田方は四ッ物成の米九七〇三石と三%の口米二九一石、畠方は高一石に一〇匁の畠銀、楮方は高一石に一〇匁の楮銀である。以上が本所務であり、あとは雑税である。田方物成・口米は、そのまま地下

表(2-1) 山代年々御紙漉立目積(宝永3年調)

項目	銀(貫目)	備考
公納紙	1100.000	
内		
江戸・京・大坂・萩御用紙	50.000	長府・清末御買上紙共に。
半紙(売紙)	1050.000	半紙凡そ23300丸余、丸別45匁程の積り。帳面楮・諸除共63160釜、釜別14匁、把銀884.24貫目。此外楮買銀154.114貫目の御仕入10匁を14匁の把銀にして215.76貫目。
地下救1000丸御仕入	45.000	元禄11年分より増漉の半紙1000丸を地下救として有免、御仕入銀は大坂蔵屋敷より年々43貫目宛借用。
五把楮代	37.950	元禄13年分より軒別五把。
角屋紙年々300丸	13.000	本銀(延宝1年より30丸増漉売買を免許)。
諸庄屋頼母子紙400丸	28.000	本銀(貞享4年より始まる)。
身骸楮300丸	14.000	本銀(天和より元禄初年に始まる)。
黒保5000丸	67.000	本銀
以上	1304.950	

表(2-2) 山代年々御仕入銀差引積り

公納紙年々漉立目積銀	1100.000	
内		
山代御物成銀に引当	730.000	
御仕入米2700石之代	168.750	1石6斗替(1石=62.5匁)。
小計	898.750	
残	201.250	
公納紙大坂・萩運賃引当	15.000	
公納紙の内孤付銀3匁地下へ立遣分	69.300	公納紙の内半紙23100丸の分。
黒保御仕入銀の分	74.000	
以上	359.550	年々現銀を以萩より御仕送被仰付分。

※出典：御園生翁甫『防長造紙史の研究』44～47頁「山代諸覚日記」。

に「御仕入米」として山代定和市(延宝三年以来の二・六石替、すなわち一石〇三八・四六匁)で投下される筈なので、その代銀を推計すると三八四貫目余となる。これに畠銀・楮銀を加えると、七三〇貫目余となり、皆済一紙からみた山代本所務である。表(2-1)は宝永三年の「山代年々御紙漉立目積」、表(2-2)は「山代年々御仕入銀差引積り」である。前掲表(1)と表(2)を、

統一的に理解しなければならない。

まず表(2-1)の「帳面楮・諸除共」六万三二六〇釜は、帳面楮六万二四二六釜と諸除七三四釜の合計である。釜別一四匁の「把銀」(わぎん)を六万三二六〇釜に乗ずると、八八四貫目余が得られる。把銀一釜 $\parallel$ 一四匁を一丸 $\parallel$ 三・〇七釜漉きとすると、一丸 $\parallel$ 四三匁の根銀となる。この八八四貫目余に楮買銀一五四貫目余(これは増漉き分である)の把銀換算二一五貫目余を加えると「公納紙仕入」一一〇〇貫目となる。ここで注意しなければならないのは、本所務分と増仕入分を合わせたものが「公納紙」と称されていることである。元禄十年楮押の現楮五万釜(本所務分)・被楮(増仕入を必要とする分)は、あくまで帳面楮六万二二七〇釜(あるいは下村手扣の六万二四二六釜)の内なので、両方とも「公納紙」の建前なのである。

つぎの五廉は地下紙であり、地下紙一〇〇〇丸は、元禄十一年分から増漉半紙の内を地下救いとして認めたとある。根銀は、注記にある四三匁である筈だが、一丸 $\parallel$ 四五匁の計算になっている。和市対応であろう。宝永六年には、地下紙三七〇〇丸となる。黒保五〇〇丸は、六七貫目で買い上げることになっており(一丸 $\parallel$ 二三・四匁)、これも専売制による売却益を生む。

表(2-2)の「御仕入米」二七〇〇石は、本所務分の「御仕入米」ではなく、他宰判から移入される増仕入米であり、和市は一石六斗替(一石 $\parallel$ 六二・五匁)である。山代定和市は本所務分に属し、

前述したように、はじめ三石替(一石 $\parallel$ 三三・三匁)から延宝三年に二石六斗替(一石 $\parallel$ 三八・四六匁)に改定され、明和六年(一七六九)に二石五斗替(一石 $\parallel$ 四〇匁)に再改定された。当該期は二石六斗替と推定する。増仕入分は、地下相場あるいは御買米値段である。本所務分(正租)の「御仕入米」と増仕入米(投資)との区別は重要であり、和市に相当な差がある。山代定和市では、地下和市との間で相当な逆鞘が出ることになる。

表(2-2)で重要なのは、「山代御物成銀に引当」七三〇貫目である。これは、本所務分であるとみられる。先にみた表(1)皆濟一紙の本所務分推計七三〇・七貫目とぴったり一致する。

以上から、帳面楮六万二四二六釜( $\parallel$ 二万〇三三四丸)のうち現楮五万釜が本所務分(前期の公納紙)、差額の被楮(一万二四二六釜 $\parallel$ 四〇四七丸)が増仕入を必要とする分(前期の断紙)という仮説を提示しておきたい。

つぎに、宝永六年(一七〇九)モデルは、図(5)の通りである。一丸 $\parallel$ 本銀四五匁、売上り五割であり、孤付銀を元禄十三年モデルの一五匁とすれば、売値八二・五匁となる。「本銀」というのは、貨幣改鑄による「銀狂い」と物価高の影響を回避するために、「八〇銭」(一匁 $\parallel$ 八〇文の和市、五〇匁 $\parallel$ 四貫文)の和市を用いたという意味であろう。一丸 $\parallel$ 四五匁は、根銀をも意味するが、宝永(元文期)の貨幣混乱期の例外措置であるとみられる。

このモデルと表(2)を用いて、前述の宝永三年漉き紙を試算し

図(5) 宝永6年(1709)モデルと享保19年(1734)モデル

〈宝永6年モデル(1丸当たり)〉		
45	67.5	82.5
本銀45匁	5割銀22.5匁	孤付銀15匁

※出典：「製紙録」の宝永6年9月23日「山代三老覚」。

宝永3年漉き紙の試算		
45	67.5	82.5
本所務分(山代物成銀) 730貫目 16222丸(49801釜)	(365貫目)	(243貫目)
「公納紙」計1100貫目 24444丸 (75043釜)		
増漉き分 370貫目 8222丸(25241釜)	(185貫目)	(123貫目)
地下紙 137.95貫目 3065丸(9409釜)	(69貫目)	(46貫目)

〈享保19年坂モデル(1丸当たり)〉		
45	67.5	79.5
仕入根銀45匁	5割銀22.5匁	孤付銀12匁

※出典：坂家文書「遺塵抄」。

銀」一一〇貫目は、本所務分七三〇貫目と増漉き分で構成されているはずであるから、増漉き分は三七〇貫目である。三七〇貫目を一九〇四五匁で除して八二二二丸(一九〇三・〇七釜漉きで二万五二四一釜)を得る。増漉き分は、被楮一万二三七〇釜の二倍を超える投資がなされていることになる。本所務分と増漉き分を合計すると、二万四四四四丸(七万五〇四三釜)となる。表(2-2)に、「公納紙」の内半紙二万三三〇〇丸という記述があるので、「公納紙」二万四四四四丸から半紙以外の御用紙ほかを引いた数としてほぼ食

てみよう。図(5)の試算がそれである。本所務分(山代物成銀)は、七三〇貫目を一九〇四五匁で除して一万六二二二丸(三・〇七釜漉きで四九八〇一釜となり、元禄十年現楮五万釜に近い)である。「公納紙御物成

い合う。表(2-1)の地下紙五廉の計は、一三七・九五貫目である。これを一九〇四五匁で除すと三〇六五丸(九四〇九釜)となる。地下紙は、宝永六年には三七〇〇丸となる。「公納紙」(本所務分と増漉き分)と地下紙の合計は、二万七五〇九丸(八万四四五二釜)となる。

寛文九年(一六六九、図3の一九〇三八匁モデル)とこの宝永三年(一七〇六)試算とを比較すると、本所務分は六二二貫目余・一万五九二〇丸から七三〇貫目・一万六二二二丸へ、増漉き分は四九七貫目余・一万三三七九丸から三七〇貫目・八二二二丸へ変化している。宝永三年の地下紙を増漉き分に加えると、五〇七貫目余・一万二八七丸への変化ということになる。惣漉き紙数は、二万九二九九丸(一一一九貫目余)から二万七五〇九丸(一一〇〇貫目と地下紙一三八貫目)への変化である。帳面楮は、六万二六一四釜から六万二三七〇釜へとあまり変わっていない。近世全期を通じての山代紙の頂点とみられる寛文期に比較して、よく健闘していると言つてよい。前期に半紙の本座紙・「しにせ」といわれた山代紙は、元禄期には諸国紙に追い付かれている。そのなかでの紙数維持を「健闘」と思う。これを支えたのは、寛文期の大量の断銀(仕置銀からの増仕入投資)、元禄・宝永期の増仕入と地下紙認可である。増仕入・地下紙こそが、山代「紙屋」(紙漉き百姓)の再生産を可能にした。前掲「山代三老覚」(元禄十四年)の「五把楮之方便二而三千八百石余之永否も戻り、御紙之儀茂減不申、第一御紙仕出シ

迄能相成」というのは、増仕入・地下紙認可によつて再生産が可能となり、勤勞意欲も出てきたことを指している。

ところが、宝永六年九月二十三日の史料<sup>(23)</sup>によれば、半知の馳走米を命じられた家臣救済のために、藩は大坂での八〇〇貫目借銀（大坂借）という）を計画し、これの引当（抵当）に山代地下紙三七〇丸を充てる話が持ち上がったのである。地下紙三七〇丸の内容は、増漉紙半紙一〇〇丸・五把楮紙同八六〇丸・しんが楮紙同三三〇丸・角屋詭紙同三〇〇丸・借銀調紙月牌料紙同七〇〇丸・地下仕組紙小菊紙一二〇丸・頼母子紙菩提同板紙四〇〇丸である。前述の宝永六年モデルのものになったものである。孤付銀は、年々変わるの記載されていない。半紙一丸＝本銀四五匁、五割銀一丸＝二二・五匁である。そのあとにつきのような記述がある。

以上紙数三千七百丸

本銀百七拾貫目程

五割銀八拾八貫五百目

以上銀式百六拾五貫五百目

右山代為地下仕組之漉立相成候諸紙、今度於大坂借銀八百貫目年々元利且納引当ニ相成候、紙數付立右之通ニ御座候、右之地下紙代銀例年十月頃大坂より取下、翌年地下紙漉立之仕組旁諸私方仕儀ニ御座候、然処ニ今度之大坂借來寅暮借用被仰付、卯暮より且納相成候、公儀より之御調銀年々十一月切二、無間違萩より山代江御仕送相成候様被成御沙汰可然奉存候、左候ハ、

大坂銀先之利且納之儀者、地下紙買（売カ）立銀を以直様相整可申候、十一月萩より御整銀延引仕候へハ、地下仕私不相成仕組相違仕義ニ御座候間、弥御物切無相違御仕送被仰付候様ニ被成御沙汰可被下候事、

銀八〇〇貫目を宝永七年暮に借りて、翌正徳元年（一七一）暮から年賦返還をする。その一部に充てられるのはいいが、地下紙代銀は例年十月ころ大坂から持ち帰り、紙漉きの元手になるものだから、十一月には萩から山代に仕送りをしてほしい、という。この計画は実行に移されたとみえて、正徳二年二月三日までの関連記事はある。しかし、この一件の結末を示す史料は「製紙録」ではなく、いきなり享保二十年の別件記事に飛ぶ。

「縣令伝記」<sup>(24)</sup>には、つぎのような関連記事がある。

享保元年丙申、寺社方・庄屋其外御貸米引る、過上手形現銀二成、本郷八幡芝居止ム、寺社家其外坪米トして、前々より六月調の御貸米止ム、増野孫右衛門仕組此時二崩れたり、

同三戊戌三月、山代百姓愁訴有て、府谷より式百十式人、（中略）都合八百五拾六人、三月十一日より騒ぎ、同十九日宮市迄出ぬ、（中略）増野孫右衛門仕組崩れたるを歎きて訟を致せしとなり、事ハ旧記に詳かなり、

「増野孫右衛門仕組」とは、前掲史料に「山代地下為仕組之漉立相成候諸紙、今度大坂借銀八百貫目年々元利且納引当に相成候」とあるように、地下紙三七〇丸の認可による山代地下仕組（成立）

を指す。享保元年（一七一六）にはこれが「崩れたり」という。その仕組が崩れたことを歎いて、享保三年に山代百姓一揆が起きたというのである。地下紙代銀は大坂借の返済に廻されたが、山代成立に必須の萩からの仕送りが滞ったのではないだろうか。また、増仕入の飯米は、米価高騰によって減少したはずである。地下紙についても、以後の史料に登場しない。

萩藩の財政は大坂・国元の借銀が膨脹し、正徳三年には家臣に半知を命じ、仕組（行財政改革）を断行せざるを得なかった<sup>25</sup>。おまけに同年頃から「銀狂い」（おもに四ツ宝銀流通による銀価の暴落）の影響が本格的に出始め、享保初年には猛威をふるったという事情も、右の背景にあったと考えられる。そのご享保十七・八年の西国蝗害・疫病も、山代に大きな打撃を与えた。

享保期の山代請紙制の衰退をうけて行われたのが、享保十九年（一七三四）の山代仕組である。山代代官坂時存（在任は享保十九年七月二十三日～元文三年六月二十一日のおよそ四年）によれば、山代宰判は「田畠楮石共二都合高六万石余と相聞、其御所務公納帯単を以上納被仰付儀と相聞候」という認識であった。山代石高六万石というのは、前掲表（一）宝永三年皆済一紙の五万九四九四石でも確かめられ、その所務（年貢）を紙の上納で済ませるのが請紙制の本質だという認識も正しい。坂は山代の疲弊を目の当たりにして、「楮検地被仰付、楮方莫太之及減少候共、其辻を以漉立被仰付之外有之間敷候」と、楮検地の実施を決断した。その内容は、つぎのよ

うである。

山代御帳面楮六万弍千釜余之内、（中略）漸三万弍千釜余と申  
二罷成候、依之猶又令吟味候処、凡五万釜程にて候へハ、山代  
田方・畠方四万石余并楮石引合せ地物成之米銀立用相成二付、  
壹万八千釜之被楮と相見、其内半方程ハ元禄十老年被楮被仰付  
候例格有之ニ付、其例を以から被二申付、半方程ハ被楮二対シ  
御仕入根銀之外、半紙壹丸二付十八匁充之増銀相立、五万釜辻  
之公納紙凡壹万五千九余之沙汰ニ申付、（下略）

帳面楮六万二〇〇〇釜余というのは、貞享検地の六万二三七〇釜（あるいは六万二四二六釜）を指し、この時点まで変わっていない。今回の楮検地で現楮三万二〇〇〇釜になった。五万釜あれば、「地物成之米銀」（本所務、つまり田方物成の地元売却代銀・畠銀・楮銀）に「立用」（引当）することができる。五万釜の楮石は、五〇〇〇〇釜×〇・三一石＝一万五五〇〇石となる。楮銀はこれに一〇匁を乗じて、一五五貫目である。宝永三年皆済一紙では、楮銀は一九三貫目余であったから三八貫目の減である。楮銀一五五貫目に、宝永三年の畠銀一五三貫目・物成米売却代銀推定三八四貫目を加えると、本所務は六九二貫目となる。一方、五万釜の把銀は、五〇〇〇〇釜×一四匁＝七〇〇貫目。五万釜を一丸＝三・〇七釜漉きにして一万六二八六丸の根銀は、一六二八六丸×四三匁＝七〇〇貫二九八匁となる。この楮釜からの計算七〇〇貫目と、石高計算からの本所務分六九二貫目が近似する。五万釜あれば「地物成之米銀」に「立用」

できるといふのは、このことを意味している。五万釜と現緒三万二〇〇釜との差額一万八〇〇〇釜は、「被緒」（かづきこうぞ）となり、被緒の内半分は元禄十年緒押の例にならって「から被」とし、残る半分は根銀（一九〇四五匁）と増銀（一九〇一八匁）を与える。こうして五万釜の公納紙一万五〇〇〇丸（計算上は一万六二八七丸となるが、空被の分を引いたか）の決定とする。この緒検地で重要なのは、帳面緒を事実上五万釜に改定したことである。享保十九年緒検地について、もう少し詳しい史料をあげる。<sup>27</sup>

元禄拾年御帳面緒高六万式千三百七拾釜六把壹歩之内、現緒漸三万式千三百七拾五釜壹把三歩有之候、此通二而ハ山代御紙も夥敷減少仕、剩地物成御米銀茂他所弘二相成候様罷成候時者、百姓共渡世茂不相成事二付而、元禄年中より引付之式割五歩被緒八千九拾三釜七把八歩、猶又石被之格を以新規二式割九歩四朱三味九払、被緒九千五百三拾釜九歩共、三廉合五万釜之辻二相成、残壹万式千三百七拾釜六把壹歩否緒二相成候、尤式割五歩被之所江対シ、丸別六匁八分宛御救銀被遣候、新規被式割九歩余之分ハ、同式十卯年より未年迄五ヶ年之間植戻ニして仕法相成、（下略）

帳面緒六万二二三七〇釜が、元禄十年緒押で現緒五万釜・二割五歩被緒（正確には二四・七四%かづき）となった先例にならって、享保十九年緒検地は、①現緒三万二三五釜・②「式割五歩被緒」八〇九三釜・③新被緒（二九・四三九%かづき）九五三一釜の合計五

万釜となった。②へは丸別六・八匁、③へは五年間緒苗植付け仕法を用いる。なお、この緒検地によって、前述の宝永三年山代皆済一紙の緒石一万九三五一・九七石は、一万五五〇〇石に減少した（五〇〇〇×〇・三一〇一五五〇〇）。

以上の享保十九年緒検地の結果は、坂時存によれば次のようである。<sup>28</sup>

其年より春江懸ヶ追々大坂御仕送り之紙殊外宜、御売直段も御仕入之根銀四十四五匁充之外、五わり付とて廿式三匁、其上二菰付とて十式匁とも二、壹丸二付三十四五匁充之御売上り有之、壹万四千丸之御運送紙ニても、凡四五百貫め程之年々御利徳と相聞、翌年より者山代本座紙之名目ニ立戻候事、

仕入根銀は、宝永六年モデルと同じ一九〇四五匁とみられるから、五割銀は二二・五匁となり、菰付銀一二匁、売上り銀（五割銀と菰付銀を加えた売却益）は三四・五匁となる。売値段は、仕入根銀四五匁と売上り銀三四・五匁の合計七九・五匁となる。一万四〇〇〇丸の仕入根銀は六三〇貫目、売却益は四八三貫目となる。これを坂モデルと名付けよう。宝永六年モデルとの違いは、菰付銀が三匁少なくなっただけであるが、公納紙は一万丸近く減少したことになる。モデル比較は、図（5）参照。

つぎに寛保三年（一七四二）の山代代官木梨弥右衛門の書出<sup>29</sup>を検討しよう。それによれば、「元文式巳年緒方諸国一統之悪年ニ而、於山代緒之虫枯与申程之年並ニ而御座候処、（中略）翌三年分之儀

茂楮方大概式年分同様之參掛りニ御座候」と、元文二・三年（一七三七・八）に山代で「楮之虫枯」というほどの飢饉が起こった。また、何らかの仕組が必要とされた。

木梨の認識は、「山代楮石之儀、二重御年貢之沙汰ニ相聞候」、山代百姓は「二重御所務被召上候段、御無躰之様ニ相考候而之儀ニ御座候哉、於山代肝要之楮を嫌申様ニ風俗悪敷罷成候所多ク御座候」というものであった。楮の多くは畠に植えられており、畠石に畠銀、楮石（楮石に面積はない）に楮銀と、二重の年貢を負担していることを言っている。そこでこの楮石を免除してはどうか、と提案し認められた。「根銀辻之御紙被召上候故、楮石一向被差免候而も、楮方中々疎略不得仕儀ニ御座候」と、楮石を免除しても、帳面楮の紙数を押えて上納させれば、請紙制は維持される。根銀（一九〇四三匁）に帳面楮の紙数（五万釜〓一六二八六・六丸）を乗ずれば、本所務（七〇〇貫目）となるからである。前述のごとく山代請紙制にあつては、石高・年貢からの積算と、帳面楮からの計算が一致する。こうして寛保三年に、①楮石一万五五〇〇石の免除、坂仕組の②「式割五歩被楮江茂、相応之御仕入」と③「楮植繼之御仕法」の継続がなされた。因みに、寛延元年（一七四八）十一月「都野正兵衛山代地下向諸沙汰伝書」<sup>29</sup>によれば、根銀一九〇四三匁、山代定和市二・六石替、地下和市一・五石替である。

延享元年（一七四四）山代代官伊藤景尚の時、「山代を諸郡同様被相改、三老を止られて下代座となる」<sup>30</sup>と、それまで山代勘定は代

官と山代三老に任されていたものを、山代勘定が滞っているという理由で、諸郡と同じく郡奉行座を経る（郡究を受ける）ことに改正し、山代三老を廃止した。また、公納紙三〇〇〇丸（九〇〇〇釜余）を免除した。

延享元・二年に、防長で大洪水が起こった。特に二年の洪水では、年貢減米二万石余、復旧と救米二万七〇〇〇石余、山代・徳地ほかで「流楮壹万九百拾釜」（半紙にして三九七〇丸）の被害が出、藩財政補填のために家臣に半知の馳走を命じた。<sup>31</sup>ちなみにこの年の大坂売却紙の値段は、一九〇九五、六匁であった。さらに次の手を打った。<sup>32</sup>

子・丑兩年之洪水大變ニ而、田畠夥敷當否・永否致出来、百姓共及難儀候ニ付、（中略）銘々受取候御昏方御仕入銀之内、壹匁ニ付四厘之引銀仕り、其分を以山代定和市米御買せ、楮修甫増飯米ニして渡方仕候、（中略）御紙於大坂ニ御売立御徳用銀之内、銀百貳拾貫目程宛三ヶ年之間被立下候ハ、御紙皆済之償其外楮増植等を茂申付度通り申出候得者被聞召分、兩年ハ申出之通被立遣、尤三ヶ年目者半分方六拾貫目余被立下、其分地下人別江配分仕、御昏皆済之入足、新楮等をも植付、只今二而ハ右九千釜余之御有免楮茂追々作り戻シ相成候、然共楮と申もの者諸作ニ勝れ豊凶有之二付而、壹ヶ年及不熟候得者地下人及難儀候、

楮九〇〇〇釜免除について、楮修甫増飯米を渡し、また大坂での

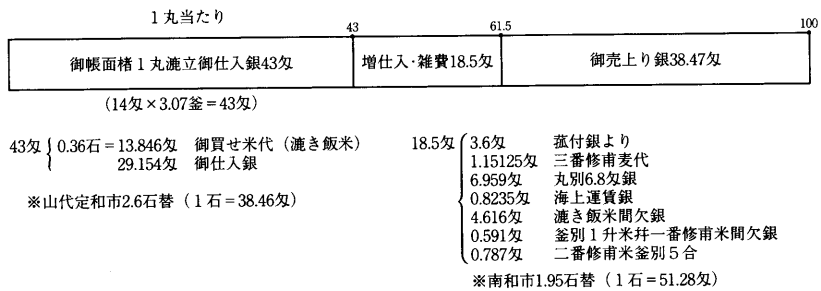
紙売却益のうち一二〇貫目を二年間、同三年目に六〇貫目を投資して、皆済の償いや楮植付けをさせたのである。

延享四年三月には、山代宰判を奥山代宰判と前山代宰判に分割し、都野正兵衛と松浦茂左衛門をそれぞれ代官に任命した。<sup>(32)</sup>

後期に入って一丸当たりのモデルが知れるのは、宝暦十年（一七六〇）三月の代官都野正兵衛によるものであり、図（6）のごとくである。<sup>(32)</sup>

ここで明らかになることは、①「御帳面楮丁大ヤ壹丸分漉立御仕入銀之分」が四三匁となっており、根銀（標準紋相の一丸〓四三匁）が元に戻っている（宝永〓元文期は四五匁）こと、②山代定和市が二・六石替（米一石〓三八・四六匁）のままであり、増仕入米一・九五石替（米一石〓五一・二八匁）との間に依然逆鞘ができていて、③増仕入・雑費に当たる分が一八・五匁あり、その中身は修甫飯米（一番・二番・三番修甫の飯米、定和市と

図（6）宝暦10年（1760）モデル



の逆鞘分）、菰付銀（藩の売却益）の内三・六匁を地下へ還元、海上運賃銀ほかの雑費であること、④「御売上り銀」（五割銀と菰付銀）は三八・四七匁で、宝永六年モデル三七・五匁、享保十九年モデル三四・五匁とあまり差がないこと、⑤売値は一〇〇匁が想定されており、これが高いことによつて、増仕入・雑費の部分がカバーされていること、である。これが中期の落ち着き先であったと捉えておきたい。

享保十九年（一七三四）以来の大きな仕法替は、明和六年（一七六九）の仕法替である。その要点は、①根山代の帳面楮を四万六五三〇釜としたこと、②一丸〓三・〇七釜漉きを三丸漉きとし、根銀を一丸〓四二匁としたこと、③したがつて帳面楮四万六五三〇釜は、一万五五一〇丸となったこと、④増仕入一二匁・雑費三・八匁となったこと、などである。これらの詳しい分析は、後期の山代請紙制を論ずる次稿に譲りたい。

おわりに

萩藩中期の山代紙を検討した本稿で明らかになったことは、以下の通りである。

第一に、根山代（寛永末に添石となった三カ村を含むが、正徳三年に添石となった鹿野四カ村は含まない）の石高は、承応期の約六万石（寛永検地の五ツ成高）から貞享検地（四ツ成高）を経て変



わらなかつたが、享保十九年の楮検地と寛保三年の楮石免除で減少し、宝暦検地（四ツ成高）で約四万石となった。享保期の山代衰退が際立つ。山代の石高は、田方の石高が極めて高く、かつ畠への二重年貢と言われた楮石が設定されていた。これは紙年貢を多くするための手立てであった。

第二に、山代本所務（本年貢）は、田方物成を山代定和市で地元売った代銀、畠銀（高一石に銀一〇匁の収納）、楮銀（楮石一石に銀一〇匁の収納）の積算であり、これを根銀価格（標準紙の紋相Ⅱ等級の一丸当たりの設定値段）の紙で収納するという独特の徴租法と、藩の「御買上げ」（黒保も含めて）、すなわち専売制が重なったものが山代請紙制である。元禄・宝永期に地下紙が存在するが、これは帳面楮ほかで管理された地下紙であり、農民的剰余に繋がらない。その存在をもって専売制の本質を否定することはできない。山代定和市（本所務分の「御仕入米」に適用される相場）は、承応（寛文期の三石替（銀一〇〇匁Ⅱ米三石、すなわち米一石Ⅱ三三・三匁）から延宝三年に二石六斗替（米一石Ⅲ三八・四六匁）に改定され、中期にはこの和市で推移した。つぎの改定は、後期の明和六年の二石五斗替（米一石Ⅱ四〇匁）である。前期の断紙、中期の増漉き分に投下される米（他宰判からの移入米で、「増御仕入米」は、地下相場による。山代定和市と地下和市の間には、藩の側に逆鞘（間欠銀）が生じるが、米価が高いと「増御仕入米」の渡される量が減少し、百姓側が困窮する。

第三に、山代請紙の根帳簿に付けられた帳面楮は、ノルマ（労働の基準量）でありガイド・ライン（政策指針・指導目標）である。石高計算による田方物成（田方現高×〇・四×山代定和市÷一〇〇〇）・畠方物成（畠方現高×一〇匁÷一〇〇〇）・楮方物成（楮方現高×一〇匁÷一〇〇〇）の積算である本所務と、帳面楮による計算が、根銀を介して一致する筈であるという想定がある（帳面楮数÷三・〇七釜×根銀÷一〇〇〇Ⅱ本所務）。本所務を紙単（かみひとえ）で皆済するという山代請紙制の本質がここに表れている。

寛永五年の楮改で一釜Ⅱ三斗一升に石盛をして以降、この石盛は一貫して変わらない。原料の楮一〇把を一釜で煮、三釜Ⅱ三・〇七釜で一丸の半紙（一万二〇〇〇枚）が漉ける。一丸Ⅱ二・五釜漉きの記述が一部に見えるが、それでは薄すぎて市場の評判が悪くなる。元禄期（明和六年改定までの一丸Ⅱ三・〇七釜漉きが標準であろう。明和六年に一丸Ⅱ三釜漉きに改定された。

最初の帳面楮は、寛永五年楮改での七万二〇〇〇釜余（一丸Ⅱ三釜漉きとすれば二万四〇〇〇丸）であり、近世の最高値である。これは敵しすぎるノルマであり、紙漉き百姓の必要労働部分に食い込んでいた。それがやがて断銀Ⅱ増仕入を大量に必要とした理由である。増仕入の中身は、楮修甫飯米・買楮代・道具代ほかの飯米や必要経費である。百姓が再生産を確保しようとするれば、帳面楮を超えて増漉きをしなければならない。帳面楮は、寛文七年楮改で六万一千四釜に減額、貞享検地で六万二千三七〇釜となった。これが中期

の出発点の帳面楮である。さらに元禄十年の楮押で現楮五万釜（根銀一丸〓四三匁で七〇〇貫目）と認めざるを得なかった。帳面楮と現楮の差額は被楮（かづきこうぞ）とし、これの復旧のために増仕入と地下紙認可が行われた。増仕入と地下紙認可は、山代百姓の再生産にとって必須のものであり、この条件を欠いて起こったのが、享保期の山代紙衰退であったと考えられる。前期の増仕入が帳面楮を超えて漉かれる部分への投資であったものが、中期では帳面楮の達成のための増仕入・地下紙認可に変わり、さらにその部分の不足によって山代紙衰退を招いたと言えよう。

帳面楮は、享保十九年の楮検地によって五万釜に減少した。現楮三万二三七五釜との差額は被楮とし、被楮の部分へは増仕入と新楮植え付け費用を投資することになった。元禄十年の被楮のマイナーチェンジである。寛保三年の楮石宥免は、帳面楮さえ押えておけば山代請紙制は維持されるとの判断があったと考えられる。さらに後期の明和六年楮改では、帳面楮は四万六五三〇釜に減少したが、後期にあつては「歩通り」（現実の楮の出来を勘案してノルマを設定する）が七割前後となるなど、紙漉き量そのものが激減していく。

第四に、根銀は、大坂での紙価格を勘案して設定されたと考えられる。根銀の推移は、前期の承応期は一丸〓三〇匁、寛文期は同三七、八匁であり、これに「四割上り」と菰付銀（余慶）の「御売上り銀」（藩の売却益）が上乘せされる。断紙（増漉き紙）も、同じ設定である。中期の元禄期は、根銀一丸〓四三匁、「五割上り」・菰付銀が標準で

ある。この頃になると、前期に「本座紙」「しにせ」と謳われていた半紙の先進地山代紙が、諸国紙に追い付かれ、大坂での販売に苦戦するようになり、さらに宝永・元文期の「銀狂い」の影響（元文期まで）を受けて、物価の高騰に比しての「紙下直」が問題となる。宝永・元文期の一丸〓四五匁の本銀設定は、せめてもの和市対応であつたと考えられる。

こうした生産・流通・仕法内容の問題に加えて、享保期以降は虫枯れ・楮枯れ・大洪水などの自然災害が重なつた。とりわけ楮は、「天災之変ニ依而年々楮出来不出来有之」<sup>27</sup>もので、上納紙一丸不足すると七、八〇匁も出さざるをえず、小百姓は一年の不足で「門目を潰すことになる」という。

中期の山代紙の動向は以上の通りであり、後期のその分析は次稿に譲りたい。

#### 註

(1) 御蘭生翁甫『防長造紙史研究』（防長紙同業組合一九四一年。本稿はマツノ書店一九七四年復刻版に拠つた）。

(2) 拙稿「萩藩前期の山代紙」（山口大学文学会誌）五九巻、二〇〇九年）。

(3) 承応二年四月十日「御両国御蔵入物成を以指引物付立」（山口県文書館毛利家文庫「継立原書」一一一）。以下毛利家文庫の

場合、文庫「継立原書」一一のごとく略記。

- (4) 万治元年九月二十八日国元商人塩田屋久左衛門宛「当職手元役児玉就辰書状」(文庫「遠用物近世前期」八九八)
- (5) 慶安四年十二月三日「国元加判衆奉書」(東京大学史料編纂所益田家文書三一―三五「慶安四年諸所江之御状并御奉書扣」)。
- (6) 「製紙録」(山口県文書館県庁伝来旧藩記録八二四・八二五・八二六)。
- (7) 寛文九年三月十二日「山代大目積覚」(益田家文書一八一―二四)
- (8) 「縣令伝記」(文庫「地誌」四〇)に、「同年(延宝三)山代定和市、百目ニ付三石を式石六斗和市となり、諸役石割ニ成」とある。
- (9) 同九年七月二十一日「山代当内積覚」(益田家文書一七一一)
- (10) 同十年五月二十一日「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」(益田家文書一七一一)。
- (11) 同十年五月二十八日「寛文九年分山代漉立紙皆済付立」(益田家文書一七一)。
- (12) 寛文八年「山代代官粟屋就政覚」(益田家文書一八一三)、これを「山代覚書」と略記。
- (13) 文庫「政理」七一。
- (14) 正徳二年二月三日「山代三老覚」。
- (15) 寛保三年「山代代官木梨弥右衛門書出」。
- (16) 延宝六年九月二十日「大坂留主居小方三郎左衛門書状」(文

庫「遠用物近世前期」一三三三八)。

- (17) 元禄二年十二月三日「紙之儀付而吉賀伊兵衛御国江被指下御用之一巻」(文庫「状控類」二の「御用状控」)。
- (18) 「製紙録」の元禄十四年二月十三日「山代三老覚」。
- (19) 「製紙録」の元禄十三年八月十二日「山代三老覚」。
- (20) 御蘭生翁甫「防長造纸史研究」四〇―四三頁所載「山代諸覚日記」。
- (21) 寛保三年七月「山代代官木梨弥右衛門書出」(「製紙録」)でも、「山代田畠石盛之儀茂余郡与違、土地不相応之高石ニ御座候、ケ様之儀旁兎角ハ楮方之徳用を見込、石盛相成たると相見申候」と、紙を多く収納するためにわざと田畠の石盛が高くしてあると言っている。
- (22) 御蘭生前掲書四四―四七頁所載「山代諸覚日記」。
- (23) 「製紙録」の宝永六年九月二十三日「山代三老覚」。
- (24) 文庫「地誌」四〇。
- (25) 拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」(『やまぐち学の構築』五号、二〇〇九年)。
- (26) 坂家文書「遺塵抄」。
- (27) 「製紙録」の宝暦十年三月「都野正兵衛伝書」。
- (28) 「製紙録」の寛保三年七月「楮石一件寛保年御代官役木梨弥右衛門書出」。
- (29) 文庫「諸省」八五。

(30) 「縣令伝記」。

(31) 延享二年「從御家来中半知御馳走被召上候控」(文庫「政理」四五)

(32) 「役人帳」(文庫「諸役」五四)。

追記 本稿は、『山口大学文学会志』第六〇卷に掲載の同題原稿を

転載するものである。本誌掲載の「萩藩中期藩財政の研究」

と内容が不可分の関係にあるために、読者の便宜をはかったものである。